

藤枝市立総合病院 洗浄滅菌業務委託契約書

中央材料室

藤枝市立総合病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別に定める「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲と協議しこれを定めるものとする。

（委託期間）

第3条 委託業務の期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは一方当事者に著しく不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な協議を行うものとする。

（委託料及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための料金（以下「委託料」という。）として
円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
を支払うものとする。

2 乙は、仕様書に基づく各回の業務が終了し次第、所定の請求書をもって委託料の支払を請求するものとする。

3 甲は、乙から前項による支払の請求があったときは、委託業務完了報告書にて委託業務の遂行を確認した後、委託料を支払うものとする。

（処理状況の調査）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ又は自らその状況を調査することができる。

（委託業務実施報告書の提出）

第7条 乙は、業務の終了後、甲に委託業務実施報告書を提出し、実施した業務の内容について報告しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（損害賠償）

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときには、直ちにその状況を甲に報告し、その損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき

(2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときには、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約及び仕様書に反する行為をしたとき
- (2) 乙の委託業務の実施が著しく不適當であると認められるとき
- (3) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には必要に応じて甲、乙協議してこれを定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 静岡県藤枝市駿河台四丁目1番11号
藤枝市立総合病院
藤枝市病院事業管理者 毛利 博

乙